



議案第八十七号

穴鴨地区農村基盤総合整備事業計画についての議決の

一部変更について

次のとおり穴鴨地区農村基盤総合整備事業計画についての議決（昭和五十三年二月二日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年九月十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾四年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三 事業の概要中「事業量二一〇ヘクタール」を「事業量二一八ヘクタール」に改める。